

下諏訪町観光振興局 飲食事業者等経営支援金 Q & A

Q1 申請方法を教えてください

対象と思われる方は下諏訪町ホームページから様式をダウンロードし、必要事項をご記入のうえ、添付書類とともに下諏訪町観光振興局（下諏訪町 3289）もしくは町産業振興課に郵送又は直接の提出をお願いいたします。

町 HP URL [<http://www.town.shimosuwa.lg.jp/www/contents/1620794099058/index.html>]

ホームページを見られない方へは郵送にて申請書をお送りします。住所、事業所名、代表者名、連絡先等具体的に間違えのないようお伝えください。

Q2 主たる事業として別の仕事をしながら、観光案内業（ガイド業）の収入もわずかながら得て確定申告しています。観光事業者として交付対象になりますか？

対象としている事業を「主たる事業」として営んでいる方が対象となりますので、副業として営んでいる場合は対象外となります。

Q3 ビジネスホテルを営んでいますが、交付対象となりますか？

観光客の宿泊を受け入れている場合には対象となります。

Q4 商業施設等にテナントとして入居し飲食店を営業していますが、対象となりますか？

テナントとして入居していても、常設の店舗を有していれば交付対象となります。

Q5 チェーンストアを営んでいますが、対象となりますか？

チェーンの直営店など 11 以上の店舗を直接経営している同一法人が営む店舗は対象外ですが、例えば 1 店舗のみをフランチャイズ契約等で営んでいる場合には対象となります。

Q6 町内に複数の店舗を有する場合の支援金はどうなりますか？

同業種で複数の店舗や施設を持って営業している場合には、いずれか 1 つの店舗・施設での支給となります。

Q7 飲食店事業、宿泊事業、観光事業等を複数営んでいますが、それぞれの業種ごとに支給されますか？

いずれか 1 つの業種での支給となります。

Q8 支援金はどれくらいで振り込まれますか？

申請書の受付から 1 ～ 2 週間以内のお振込みを予定していますが、申請書の提出が集中したり、審査に時間がかかった場合、さらにお時間をいただく場合があります。振込日等については交付決定後、書面にてお知らせいたします。

Q9 「信州の安心なお店」認証制度とはなんですか？

県民の皆さまがより安心して飲食店等を利用できるよう環境づくりを行う制度です。支援金を申請する飲食店及び宿泊業の方は認証制度への申請が必須となります。

詳細は (<https://www.pref.nagano.lg.jp/sansei/happyyou/20210427press.html>) でご確認ください。